

「下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正案」
に関する御意見について（回答）

意見	回答
<p>環境庁告示第 64 号を引用していない項目は、なぜ引用していない試験方法が採用されていないのですか。（JIS で規定されている方法で採用されていない方法があるのはなぜか。）</p>	<p>下水の水質の検定方法等に関する省令については、環境庁告示第 64 号と整合させているためです。</p>
<p>今回 JIS K0102 の改正と同時に環境庁告示第 64 号が改正されましたが下水の水質の検定方法省令はなぜ同時に改正できないのですか。</p>	<p>JIS の改正内容等を考慮し、下水道への適用性、省令改正の必要性等について検討に時間を要したためです。</p>
<p>改正によって、シアン化合物の検定方法に環境庁告示第 64 号で定める環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法が加わりますが、この付表 1 には懸濁物を含む試料についての記載がありません。付表 1 備考 5 では「この測定方法に定めない事項については、日本工業規格に定めるところによる」となっていますので、懸濁物を含む試料は JIS K0170-9（流れ分析法による水質試験方法-第 9 部：シアン化合物）にあるとおり、ホモジナイズをして懸濁物質を細かく砕くことで適用可能と解釈してよろしいですか。</p>	<p>御指摘のとおり解釈して下さい。</p>

※ 上記以外の御意見（4 件）については、今回の改正内容に直接関係する御意見ではなかったため、今後の行政運営の参考とさせていただきます。